

飼料製造業者届出事項変更届

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名

さきに 年 月 日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4
項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

新)

旧)

2 変更した年月日